

## 平成26年度第1回川崎市子ども・子育て会議教育・保育検討部会 議事録

日時：平成26年5月30日（火）18時00分から

場所：川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室

### ■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
(部会長)	青山学院女子短期大学 教授	岸井 慶子 氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	川崎市地域療育センター準備室(社福 同愛会) 地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長〔子ども・子育て支援新制度準備担当〕	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔監査〕	上野 勝
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	保育事業推進部保育課長	田中 眞一
	保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整担当〕	奈良 眞澄
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	須藤 聖一

### ■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会事務局名簿

資料

- ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について
- ・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

### ■議事

(開会にあたり、事務局より、9名の委員のうち6名の出席、1名の欠席だが、残りの2名は遅れて参加予定であり、現時点でも会議は成立する旨の説明がなされた。)

## 1 議題

【岸井部会長】 本日は4つの条例についての検討となるが、まずは事務局からご説明いただきたい。

【事務局】 まず各条例の概略とポイントを説明し、各条例の詳細については各所管から説明することとする。

### (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について

(事務局より、資料に基づき、これまでの経緯と条例制定の趣旨、本市における条例制定の考え方、各条例の制定又は一部改正する条例の基準の概要、スケジュールの説明がなされた。)

#### ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(事務局より、資料に基づき、条例制定の経過、検討中の条例の概要(総則、学級編制・職員、設備、運営)、及び既存施設からの移行の特例についての説明がなされた。)

【岸井部会長】 国の「従うべき基準」に従ったうえで、いくつか市独自の基準を設け実態に合わせて向上させた内容で進めていこうという内容になっている。ご質問・ご意見等があればお願いしたい。

【伊藤委員】 幼保連携型認定こども園が、来年4月からこの基準に従っていくことになるわけだが、開園日、開園時間について国の定めはないが、本市独自の基準を設けたのはなぜか。

【事務局】 本市の認可保育所の基準と整合性をとっている。本市における多様な就労実態や都市部の通勤事情を踏まえ、開園時間を11時間とし、開園日を日曜・祝日・年末年始を除いた日を原則とした。

【伊藤委員】 施設もいろいろあるなかで、あまりにも規則で縛りすぎてしまうと条件が厳しすぎて認定こども園への移行が難しくなる。国基準に従って設定したうえで、施設サイドで特色を出していてもいいのではないか。例えば土曜日の開園はどの程度必要なのか。全ての公立保育園は土曜日も開いているのか。

【事務局】 全て開所している。夏休みも開所している。

【伊藤委員】 以前は、夏休みはどこかの保育園が空いていて、そこに園児が集約されていた。どこも開いていないと困るが、条件に弾力性を持たせてもいいのではないか。幼保連携型認定こども園は幼稚園からの移行を視野に入れているか。

【事務局】 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行が一番多いと考えている。

【伊藤委員】 となると、条件が厳しいと、移行が難しくなる。土曜日はどこかを開けて毎週場所を変えて運営するかたちでもいいのではないか。給食施設にしても、ある地域では何園かでまとまって運営しているところもある。

【岸井部会長】 開所時間、設備など、一律に保育所の基準に合わせるのではなく、もう少し弾力的に考えないと、幼稚園から認定こども園への移行が少なくなるということか。ただし、その条件を求めている人もいるので、きちんと対応する必要がある。

【伊藤委員】 土曜日の需要がたくさんあるのであれば、それは別である。困るのは、土曜日の需要が少ないときでも開所しなければならぬということだ。

- 【岸井部会長】 土曜日の利用実態はどうか。
- 【堀委員】 保育所としては、就労の多様化に対応した働く女性へのサポートとして、土曜日の開所は必要だとして実施している。ただし、例えば子ども2人のためでも、保育資格保有者2名、調理者1名が必要となる。土曜日の保育資格保有者の2名の確保が難しい。就労女性を支える側の就労者のワークライフバランスも考えてほしい。
- 【岸井部会長】 人員配置は別の問題であるが、開所日、開所時間についてはもう少し弾力的に考えてほしいということだ。
- 【片岡委員】 保育園と幼稚園では、園医の配置の基準が違う。認可保育所には園医が月に2回診察に行っている。認定こども園にもそれを定めるとなると、園医の数も必要になる。本資料にはそれが書かれていないが、法的な裏付けはないのか。
- 【事務局】 認可保育所については、定められている。
- 【長南委員】 保育園では乳児は月2回、幼児は年に2回、同じ園医に診ていただいている。幼稚園の定期健康診断は学校と同じで年に1回である。保育園の方がずっと手厚い。
- 【岸井部会長】 これは法的な決まり事なのか、それとも独自に行っていることなのか。
- 【事務局】 幼稚園に関しては、学校保健安全法の縛りがある。学校医を嘱託医と読み替え、園医に関する基準がある。
- 【長南委員】 子どもの預かり時間の長さによって健康診断の回数の基準が変わるということだ。
- 【岸井部会長】 基本的には高い基準の方に合わせるといいのか。
- 【事務局】 市としては、基本的には高い方の基準に合わせる方針となる。
- 【奥村委員】 ということは、1号となる幼稚園の教育を受ける子どもの健康診断も年2回になるということか。  
(ならない、という委員の声が多数)
- 【長南委員】 同じ施設に通う子どもなのに、変えてしまっていないのか。また、昨今では園医のなり手もなかなかいないと聞くが、そもそも年に2回の健康診断は必要なのか。こういった規定は昔からのものであり、最近は家庭でも手厚い健康管理はできている。座高の測定が廃止されるなど、健康診断の内容も変わってきている。
- 【岸井部会長】 たとえ根拠はあっても、川崎市として国の法の基準を下回ることはできない。認定こども園としての国の基準があればいいのだが、それがなくなると、どちらか高い方に合わせるしかないのではないか。
- 【事務局】 この件は持ち帰って内容を精査し、もう一度ご提示したい。
- 【長南委員】 認定こども園において、保育所、幼稚園という言葉はなくなるものと考えてよいのか。2号、3号の保育時間は明確だが、1号の長期休暇はどうなるのか。1号認定でも希望者は夏休みに園に来てよいのか。
- 【事務局】 資料に全てを書き切れていないのだが、1号認定の場合は、長期休暇を定めることとなっている。
- 【長南委員】 幼保連携認定こども園に関しては、もう保育園、幼稚園としての区切りではなく、1号、2号、3号の子どもとして基準が決まるということをしっかり

盛り込んでいただきたい。

- 【岸井部会長】 ただ、現実的には保育園や幼稚園からの認定こども園への移行となると、今あるベースで考えていかざるを得ない部分があり、言葉がすぐになくなることは難しいだろう。

#### ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(事務局より、資料に基づき、条例制定の経過と趣旨、検討中の条例の概要(総則関係、地域型保育事業の類型ごとの設備・人員等の基準(省令の規定)、連携施設等)の説明がなされた。)

- 【岸井部会長】 多岐に渡った内容であるが、ご意見・ご質問等、ポイントを絞ってお願いしたい。家庭的保育事業については連携施設の確保はできているということか。
- 【事務局】 保育ママ(家庭的保育事業)については連携施設の確保ができているが、小規模保育についてはまだ確保できていない状況である。
- 【堀委員】 まだ運営基準を決めている段階だが、具体的な事業者へ説明などのこの先の見通しはどうか。
- 【事務局】 この先パブリックコメントをいただいた後、9月に条例が制定される予定だが、27年4月に移行するために、業者さんへの説明や調整など少し前倒しに進めなければならない。

#### ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(事務局より、資料に基づき、条例制定の経過と趣旨、検討中の条例の概要(利用定員に関する基準、運営に関する基準、特例給付費に関する基準)の説明がなされた。)

- 【岸井部会長】 ご質問・ご意見等お願いしたい。
- 【堀委員】 障害者の方に対して多様な受皿を用意しているということだが、居宅型とはどういったものか。
- 【事務局】 居宅型のイメージとしては、ベビーシッターのようなものだ。
- 【堀委員】 事業者として運営しているものなのか。単独の個人でもいいのか。
- 【事務局】 現状では、法人、個人のしぼりはない。国は法人格を求めている。
- 【堀委員】 認可保育所は法人格が求められている。居宅型は密室であり、サイトを利用したベビーシッターで起きた事件などもあり、非常に心配である。国に法人格は求められていないとしても、議論をしなければならない。
- 【奥村委員】 神奈川県としては、個人も認める動きである。ただし、資格や研修・講習会の受講などの関与は必要である。個人で既に保育中の方は研修・講習会には出られないので必ず事前の受講が必要である。個人であっても保証する団体がないと認定してはいけないのではないのか。県に対して申し上げたのは、いったん認定してしまえば県の責任となるということである。カメラを持ち込んでモニターして、何か事故があったときには、その記録を持ってきていただくなどの措置がない限り認めるべきではないのではないのかという話をし

た。

【岸井部会長】 個人の登録の際には、単に研修を受けるだけでなく、資格なりしっかりしたものが必須ということを、お考えいただきたい。

#### ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(事務局より、資料に基づき、条例制定の経過と趣旨、検討中の条例の概要(総則関係、保育所に関する基準)の説明がなされた。)

【岸井部会長】 4階以上の保育所には、避難用階段などの設置要件を見直すことになるのだが、4階以上に設置されている保育所は市内で何か所になるのか。

【事務局】 3、4施設だと思うが、3か所は確実にある。できるだけ下の階層の方がいいとは思っているが、今後増える可能性はある。

【岸井部会長】 4階より上の階から降りる特別避難階段や屋外傾斜路のイメージがつかない。

【伊藤委員】 業者から、3階4階からはらせん状のものを設置することができるという話を聞いた。

【奥村委員】 階層でなくて、10何メートルという高低差の規制があったように思う。

【事務局】 詳細について確認する。

#### ・その他全体を通して

【岸井部会長】 全体を通して何か言い残したことがあれば。

【長南委員】 言葉や文言について、保育士、幼稚園教諭という言い方が一切なくなり、保育教諭という言い方になっている。幼稚園教育要領では幼児、保育所保育指針では児童が使われていたが、新しい要領では園児になっている。園を使うのであれば、開所時間ではなく開園時間となる。そのあたりを今後どのように統一していくのか、この場を借りてお示しいただきたい。

【岸井部会長】 そこはぜひ宜しくお願ひしたい。

【奥村委員】 資料8頁の保護者からの実費徴収について、保護者の同意の得方は書面なのか、口頭なのか。また、徴収金額の上限について国では示していないので、上限はないということか。

【事務局】 徴収額は実費、である。

【伊藤委員】 いろいろな施設があってもいいのではないかとこのところを、市として検討いただけるのか、いただけないのか。

【事務局】 検討する。

【岸井部会長】 ぜひお願ひしたい。

#### (2) その他

【事務局】 今日の意見、内容を踏まえた案、条文等をお示しする機会を設けたいと思う。スケジュールに従い7月に再度お示ししたいが、それ以前にもご意見を頂戴したい。メール、手紙、電話等様式は問わない。都度検討して反映させていきたい。

5月1日開催の子ども・子育て会議において、量の見込みの部分、条例の部

分と、全体について説明したが、国からの情報提供も遅れており、なかなか手続きがスケジュール通りにいかない状況である。委員の皆様もご多忙かとは思いますが、何卒ご協力をお願いしたい。

【岸井部会長】 今日言えなかった意見などもぜひ事務局にお寄せいただき、我々の意見が反映できるようにしていきたい。

## 2 閉会

【岸井部会長】 終了が遅くなったことをお詫びするとともにご協力に感謝したい。

【事務局】 皆様のご協力により、議題は全て終了した。これにて閉会とする。

以 上